京都都市計画(京都国際文化観光都建設計画)景観地区の変更に係る都市計画の案を作成するに先立ち、都市計画法第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催します。

平成22年10月1日

京都市長 門川 大作

- 1 公聴会の日時
  - 平成22年10月25日(月) 午後6時から
- 2 公聴会の場所

京都市立洛央小学校ランチルーム

- 3 都市計画の原案の概要の閲覧期間及び時間
- (1) 閲覧期間

平成22年10月1日から平成22年10月18日まで(ただし, 土曜日,日曜日及び休日を除く。)

(2) 閲覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで(ただし,正午から午後1時までは除く。)

4 公述の申出

公聴会において意見を陳述(以下「公述」という。)しようとする方は、住所、氏名並びに意見の要旨及び理由を記載した文書を、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に平成22年10月18日午後5時までに(必着。郵送による場合も含む。)、直接持参又は郵送(〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課)、ファックス(075-222-3472)若しくは電子メール(tokeika@city.kyoto.jp)によって提出

してください。公述の申出をされた方に対しては,事前に都市計画課から公述に関する通知を致します。

なお、公述の申出をされた方の氏名及び意見の要旨が公聴会において 配付されます。

5 公述人の数,公述人の決定方法

公述人の数は10名以内とします。公述の申出をされた方が10名を 超える場合は、同趣旨の意見を有する方の中から抽選により選び、公述 人を決定致します。

6 公述の代理

不慮の事故等やむを得ない理由若しくは特別な事情がある場合又は法 人等における代表者が当該法人等に属するものを公述人とする場合を除 き、代理人に公述させることはできません。

## 7 傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日午後5時30分から会場の受付において申し込んでください。傍聴の定員は150名とし、先着順と致します。

8 開催の中止

公述の申出がないときは、公聴会を中止します。

9 都市計画の原案の概要の閲覧場所,公述の申出先及び問い合わせ先 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市都市計画局都市企画部都市計画課(北庁舎2階) 電話番号075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)